



## EU Direct Tax グループ (EUDTG)

EUDTG は EU 圏全域をカバーする EU 法の専門家ネットワークで、PwC のグローバル＆アドミニストレーション・ネットワークの一部を構成しています。基本的自由、EU 指令、国家援助規定を始め、直接税に関する全分野を専門としています。EUDTG では組織、企業、個人が EU 法の下で法的に最大の恩恵を得るためのサポートを提供しています。詳細はちらをご覧下さい。[www.pwc.com/eudtg](http://www.pwc.com/eudtg)

EU タックスニュース(無料)をご希望の方は、「subscription EU Tax News」と明記し、[eudtg@nl.pwc.com](http://eudtg@nl.pwc.com) with までお知らせ下さい。

さらに詳しい情報をお求めの方は、下記までご連絡下さい。

**高木 陽一**  
シニアマネージャー／国際税務  
+44 (0)20 7804 9434  
[yoichi.takagi@uk.pwc.com](mailto:yoichi.takagi@uk.pwc.com)

**塩田 英樹**  
マネージャー／国際税務  
+44 (0)20 7213 3697  
[hideki.shiota@uk.pwc.com](mailto:hideki.shiota@uk.pwc.com)

# EU Direct Tax Newsletter

## EU 企業に国別報告書の開示義務：欧州委員会が提案

欧州委員会(EC)は本日4月12日、EU企業の多くに国別報告書(CbCR)の公表を義務付ける提案を提出しました。連結売上高が750百万ユーロを超えるグループが対象となります。EU内に本拠を持つグループは域内の最終的な親会社が、EU外に本拠があるグループは域内に中規模および大規模子会社と支店がある場合に、当該子会社もしくは支店が最終的な義務履行の責任を負います。CbCRの公表を求めるこの構想は、EU会計指令(欧州議会・理事会指令2013/34/EU)の改正案という形を取り、欧州理事会と議会の双方が最終草稿で合意した後、承認されることになります。

### ECによる提案提出の意図

今回のEC提案では、CbCRの開示義務という面からは、OECDのBEPS行動計画13にある税務当局へのCbCR情報の開示を定めた指令2011/16/EU(DAC4)の適用範囲を超えるもの、つまり開示先を税務当局から一般公衆に拡大する意向が示されています。国境を跨って活動する企業が、域内諸国の税制規定の一部や仕組の違いを悪用した租税回避を行っていることをECは懸念しています。さらに、こうした企業は一般公衆による精査に対応できる形で税務報告をしていない可能性があるというのがECの見解です。ECによると、今回の提案の意図は、実際の経済活動に整合した法人課税の実施と、納税によって福祉に貢献するという企業責任の促進にあり、市場および規制上の欠陥をどのように補うかについての議論を喚起することでEU内でより公正な租税競争が行われるようにすることです。ECによると、この提案によってEU企業の競争力に重大な影響が出ることはなく、また、加盟国には既に効率的な紛争解決メカニズムが整備されていることから、税に関する紛争や二重課税の発生も抑制されるとしています。

### EC提案の内容

CbCRの開示を求めたこの提案は全業種(金融、採取および伐採を含む)の企業に適用されます。但し、資本要件指令第89条の下で既にCbCRを開示している金融機関で、グループ内の全ての事業活動(金融および非金融)が網羅されている場合は例外となります。

例外はありますが、開示を求められる情報は、BEPS行動計画13/DAC4に従って当局に提出するものに類似した内容となります。

このEC提案は、本拠の所在がEU内かEU外かに拘らず、多国籍企業に報告義務を課す初めての試みです。

EU外に本拠を持つ多国籍企業の場合、EU内にある中・大規模子会社および支店がある場合には、グループ全体のCbCR情報の開示・報告義務を負います。但し、EU外にある親会社が既に必要情報の開示を行っている場合は例外となります。

この提案は企業に対し、以下に記載した情報を分かり易く、包括的に報告し、EU各国における活動について言及するよう求めています。情報は国別、またタックス・ガバナンスで一定の水準に達していない分野があるとEUが判断した租税管轄諸国・法域リストに掲載されている諸国・法域についても個別に報告する必要があります。その他の非EU法域に関するデータは一括して報告することができます。

開示が義務付けられるデータは以下のとおりです。

- ・企業の事業活動の性質
- ・従業員数
- ・関連会社間のものを含めた純売上高
- ・税引前損益
- ・当期税金費用
- ・当期納稅額
- ・留保利益

報告書には法人税の納稅額と税金費用の差異についてのグループレベルの説明を含める必要があります。

報告書は当該企業のウェブサイト上にEUの公式言語一つ以上によって公表し、アクセスが一般的に可能な状態で開示しなければならず、EU内の会社登記所への提出も必要となります。

今回提案されている指令に準拠した形で必要情報を開示する責任は企業の管理・経営部門が負うことになります。非EU加盟国に親会社を持つ支店の場合は、EU内でグループを代表している法人が開示義務を負い、法定監査人が情報の開示と、アクセスが可能であることを確認しなければなりません。EC提案によると、違反および不履行があった場合は、EU内のグループ親会社あるいは非EUグループの子会社または支店に罰金が課せられます。

EC案には、補足文書として、覚書、委員会報告書および多国籍企業を対象とした税の透明性ルールに関する影響度評価レポート(162ページ)が添えられています。

EC提案は現在、欧州議会と理事会に提出されており、承認待ちの段階にあります。採択されれば、発効後一年以内に加盟国の国内法として立法化されることがあります。

